

事前検討事例 ③(基本的な解答)

● 原因及び問題点

- ① 届出内容(増加面積の場所)に係る保税担当者及び現場作業員への周知不足。
- ② 内部監査が不十分(保税地域区域及び貨物の確認不足)。

● 非違の点数及び対応策

① 本事例に係る非違の合計点数は何点でしょうか。

- ・ 保税地域以外に外国貨物を蔵置(法第30条)15件。
- ・ 基礎点数 = 6点(3×2)
- ・ 加算点数 = なし
- ・ 合計点数 = 6点

(10点以下であるため、実質的な処分はありませんが、今後、3年間に非違が発生した場合には点数が加算され、搬入停止等の処分を受ける可能性があります)

② 再発防止策としては、どのようなことが考えられるでしょうか。

- ・ 原則、外国貨物は保税地域以外に置くことができないこと。
- ・ 保税地域の区域を確認すること。
- ・ 税関へ届け出る内容について、少なくともCP上の担当者には確実に周知徹底を図ること。